省令

○文部科学省令第七号

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条、第三十四条の三第一項及び第二項並びに第三十四条の四第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

文部科学大臣　松野　博一

国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「国立大学法人法」を「法」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項及び第二項の規定は、指定国立大学法人が法第三十四条の五第二項の認可を受けようとするときについて準用する。

第四条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第九条の次に次の四条を加える。

（土地等の貸付けの認可の申請）

第九条の二　国立大学法人等は、法第三十四条の二の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　当該国立大学法人等が貸し付ける土地等（次項において「土地等」という。）の所在地

二　当該貸付けの方法及び期間

三　その他文部科学大臣が必要と認める事項

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　土地等の貸付けに関する規程

二　土地等の配置及び規模を示す図面

三　当該貸付けに係る契約の契約書案

四　その他文部科学大臣が必要と認める書類

（余裕金の運用の認定の申請）

第九条の三　国立大学法人等は、法第三十四条の三第一項の認定を受けようとするときは、同条第二項に規定する運用（次項及び次条において「運用」という。）を行う体制に関する事項その他文部科学大臣が必要と認める事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、当該国立大学法人等の運用に関する規程その他文部科学大臣が必要と認める書類を添付しなければならない。

（業務上の余裕金の要件）

第九条の四　法第三十四条の三第二項の文部科学省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　運用を目的とする寄附金又はこれに準ずる寄附金を原資とする部分であること。

二　寄附金の運用により生ずる利子その他の運用利益金を原資とする部分であること。

三　当該国立大学法人等が寄附を受けた動産又は不動産の使用、収益又は処分により得られる金銭を原資とする部分であること。

（指定国立大学法人の指定の公表）

第九条の五　法第三十四条の四第三項の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一　法第三十四条の四第一項の規定による指定（以下この項において「指定」という。）を受けた指定国立大学法人の名称

二　当該指定国立大学法人が指定を受けた日

三　当該指定国立大学法人が指定を受けた理由

2　前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

別表第二横浜国立大学の項中「教育人間科学部」を「教育学部」に改め、同表福井大学の項中「教育学部附属小学校、教育学部附属中学校」を「教育学部附属義務教育学校」に改め、同表京都教育大学の項中「、附属京都小学校」を削り、「附属京都中学校、附属桃山中学校」を「附属桃山中学校、附属京都小中学校」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、作物統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

作物統計調査規則の一部を改正する省令

作物統計調査規則（昭和四十六年農林省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項及び第三項中「電磁的記録及び」を「電磁的記録を永年保存し、」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　調査の期日がこの省令の施行の日前に属する作物統計調査に係る電磁的記録の保存については、なお従前の例による。